



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

<b>規則</b> .....	3
大和高田市難病患者等日常生活用具給付事業実施規則を廃止する規則（社会福祉課） .....	3
<b>訓令</b> .....	3
大和高田市都市計画道路見直し庁内検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令（都市計画課） ..	3
令和5年度大和高田市まちづくり事業化検討業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（未来まちづくり局） .....	3
<b>告示</b> .....	5
収納事務の委託（文化振興課） .....	5
大和高田市農業委員会7月定例委員会の招集（農業振興課） .....	5
放置自転車の移動、保管（生活安全課） .....	6
公示送達（税務課） .....	6
公示送達（税務課） .....	7
引取りのない自転車等の処分（生活安全課） .....	7
大和高田市日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示（社会福祉課） .....	8
大和高田市住宅改修費給付事業実施要綱の一部を改正する告示（社会福祉課） .....	20
<b>公告</b> .....	22
大和高田市保健センタートイレ洋式化改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課） .....	22
材木町消火栓設置工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課） .....	25
大和高田市まちづくり事業化検討業務委託事業者の選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（未来まちづくり局） .....	29
大和高田市東部人権文化センター外壁改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課） .....	30
材木町市営墓地現況図及び管理資料作成業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課） .....	33
大和高田市地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課） .....	36
土庫地区改良事務所等解体工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課） .....	39
令和5年9月納品分学校給食用物資（青果物）納入に関する条件付き一般競争入札公告（教育総務課） .....	42
大谷地内排水管維持工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課） .....	45
材木町他地内道路除草作業に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課） .....	48
奥田他地内道路除草作業に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課） .....	52
東三倉堂町地内側溝維持工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課） .....	55
大和高田市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課） .....	59
大和高田市総合福祉会館修景池水中ポンプ更新工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理	

課)	62
公売公告(収納対策室)	65
農用地利用集積計画の縦覧(農業振興課)	70
大和高田市立病院クレジットカード(JCB・American Express・Diners Club)決済に係る指定代理納付業務に関する条件付き一般競争入札公告(市立病院医事課)	70
大和高田市立病院クレジットカード(VISA・MasterCard)決済に係る指定代理納付業務に関する条件付き一般競争入札公告(市立病院医事課)	72
令和5年度プリンタ等一式リース契約に係る納入業者等決定に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理課)	75
大和高田当麻線道路整備工事に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理課)	77
特定建築物定期調査業務(市内8小学校及び3中学校)に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理課)	81
令和5年度大和高田市職員採用試験の実施に関する公告(人事課)	84
令和5年度大和高田市職員追加採用試験(医療職)の実施に関する公告(市立病院総務課)	89
令和5年度大和高田市立病院における大和高田市職員採用試験(行政職)の実施に関する公告(市立病院総務課)	92
<b>教育委員会</b>	94
大和高田市立学校施設使用条例施行規則(学校教育課)	94
大和高田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(学校教育課)	103
大和高田市教育委員会7月定例委員会の招集(教育総務課)	104
大和高田市教育委員会8月臨時委員会の招集(教育総務課)	104
<b>選挙管理委員会</b>	104
大和高田市選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)	104
大和高田市選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)	105
<b>農業委員会</b>	105
大和高田市農業委員会8月定例委員会の招集(農業委員会)	105
<b>公平委員会</b>	105
大和高田市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(公平委員会)	105
<b>公営企業</b>	106
水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出(水道総務課)	106
水道事業者指定給水装置工事事業者の指定(水道総務課)	106
高6枝南陽町・曾大根2丁目地内管渠工事(14)・給配水管移設工事(G14)に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課)	106
高5枝春日町2丁目地内管渠工事(13)・給配水管移設工事(G13)に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課)	110
高5枝本郷町地内管渠工事(61)に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課)	114
高6枝東三倉堂町地内管渠工事(62)・給配水管移設工事(G62)に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課)	117
築枝大谷地内管渠工事(10)・給配水管移設工事(G10)に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課)	121
幹線管路不明水調査及び管路診断業務(その1)に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課)	125
高3枝野口地内管渠工事(8)・給配水管移設工事(G08)に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課)	127
高5枝東中2丁目地内管渠工事(9)に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課)	131

高6枝中三倉堂2丁目・甘田町地内管渠工事(3)・給配水管移設工事(G03)に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課) ..... 134  
 高5枝東中2丁目・曾大根1丁目地内管渠工事(2)・給配水管移設工事(G02)に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課) ..... 138

**規 則**

**規則第26号**

大和高田市難病患者等日常生活用具給付事業実施規則を廃止する規則を次のように定める。

令和5年7月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市難病患者等日常生活用具給付事業実施規則を廃止する規則  
 大和高田市難病患者等日常生活用具給付事業実施規則(平成16年規則第23号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。

**訓 令**

**訓令第7号**

大和高田市都市計画道路見直し庁内検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月3日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市都市計画道路見直し庁内検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令  
 大和高田市都市計画道路見直し庁内検討委員会設置要綱(平成28年訓令第10号)を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(12) 未来まちづくり局課長

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

**訓令第8号**

令和5年度大和高田市まちづくり事業化検討業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年7月3日

大和高田市長 堀内 大造

令和5年度大和高田市まちづくり事業化検討業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和5年度大和高田市まちづくり事業化検討業務委託に係る受託候補者の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和5年度大和高田市まちづくり事業化検討業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要項及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、候補となる事業者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副市長
- (2) 企画政策部長
- (3) 総務部長
- (4) 環境建設部長
- (5) 地域振興部長
- (6) 保健部長

3 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、副市長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、企画政策部長をもってこれに充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の者の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対して、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、未来まちづくり局において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、告示の日から施行する。  
(この訓令の失効)
- 2 この訓令は、令和5年12月31日限り、その効力を失う。

告 示

告示第73号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により、次のとおり収納事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

令和5年6月30日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 受託者の名称及び所在地  
株式会社文政  
奈良県大和高田市大中16-4 竹村ビル5階
- 2 収納を委託した歳入  
大和高田市文化会館施設使用料  
大和高田市文化会館附属設備使用料
- 3 委託期間  
令和5年7月1日から令和8年6月30日まで

告示第74号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により大和高田市農業委員会の会議を招集するので、次のとおり告示します。

令和5年7月5日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 日時  
令和5年7月20日(木曜日) 午前10時30分
- 2 場所  
大和高田市役所 5階 会議室6、7
- 3 議案  
第1号 役員選出について  
第2号 農地利用最適化推進委員の選任について  
第3号 その他

**告示第75号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和5年7月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和5年6月16日							1			
令和5年6月21日	1									
令和5年6月27日			1							
令和5年6月30日							1			

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
なし			

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下  
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証、運転免許証、保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

**告示第76号**

令和5年度軽自動車税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)

第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、総務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和5年7月6日

大和高田市長 堀内 大造

1. 納税通知書の発送年月日  
令和5年5月8日
2. この公示送達により変更する納期限  
変更前 令和5年5月31日  
変更後 令和5年7月31日
3. 送達を受けるべき者  
省略(市役所前掲示場掲示済)

注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

#### 告示第77号

令和5年度市民税・県民税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、総務部税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和5年7月18日

大和高田市長 堀内 大造

1. 納税通知書の発送年月日  
令和5年6月8日
2. この公示送達により変更する納期限  
変更前 令和5年6月30日  
変更後 令和5年8月31日
3. 送達を受けるべき者  
別紙省略(市役所前掲示場掲示済)

注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

#### 告示第78号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第6条の規定により告示します。

令和5年7月18日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠  
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
2. 処分対象自転車等の保管場所  
大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和5年10月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和5年4月1日から令和5年4月30日までの間

**告示第79号**

大和高田市日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年7月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市日常生活用具給付事業実施要綱（平成23年告示第15号）を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「する者」を「し、かつ、在宅で療養が可能な者（頭部保護帽、つえ、点字器、人工咽頭及びストーマ装具を使用する場合にあっては、この限りでない。）」に改め、同項第2号中「法律第123号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第4条第1項中「により」を「に給付を希望する用具の見積書を添えて」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、申請者が難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって令で定めるものによる障害の程度が法第4条第1項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める程度である者をいう。以下同じ。）又はその者を扶養する者であるときは、病名及び用具の必要性が記載された診断書、医師の意見書等を併せて提出するものとする。

第7条第2項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条—第5条、第7条関係）

種別	種目	対象者	性能	限度額	耐用年数
介護・訓練 用支援用 具	特殊寝 台	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢機能障害又は体幹機能障害若しくは移動機能障害の2級以上の身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。以下この表において同じ。） (2) 寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マ ット	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢機能障害又は体幹機能障害若しくは移動機能障害の1級以上の身体障害者（18歳以上の者に限る。）であって、常時介護を要するもの	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年



		<p>(2) 下肢機能障害又は体幹機能障害若しくは移動機能障害の2級以上の身体障害者(3歳以上18歳未満の者に限る。)であって、常時介護を要するもの</p> <p>(3) A1(最重度)又はA2(重度)の知的障害者(療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けた者をいう。以下この表において同じ。)(3歳以上の者に限る。)</p> <p>(4) 寝たきりの状態にある難病患者等</p>			
特殊尿器	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 下肢機能障害又は体幹機能障害若しくは移動機能障害の1級の身体障害者(6歳以上の者に限る。)であって、常時介護を要するもの</p> <p>(2) 自力で排尿できない難病患者等</p>	<p>尿が自動的に吸引されるもので、障害者、難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの</p>	67,000円	5年	
入浴担架	<p>下肢機能障害又は体幹機能障害若しくは移動機能障害の2級以上の身体障害者(3歳以上の者に限る。)であって、入浴に当たり家族等他人の介助を要するもの</p>	<p>障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの</p>	82,400円	5年	
体位変換器	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 下肢機能障害又は体幹機能障害若しくは移動機能障害の2級以上の身体障害者(6歳以上の者に限る。)であって、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要するもの</p> <p>(2) 寝たきりの状態にある難病患者等</p>	<p>空気パッド等を身体の下に挿入することにより、介護者が障害者又は難病患者等の体位を容易に変換させることができるもの</p>	15,000円	5年	
移動用リフト	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 下肢機能障害又は体幹機能障害若しくは移動機能障害の2級以上の身体障害者(3歳以</p>	<p>床走行式又は固定式若しくは据置式等であって、障害</p>	159,000円	4年	

		上の者に限る。) (2) 下肢又は体幹に障害のある難病患者等	者又は難病患者等や移動させるに当たり介助者が容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。		
	訓練椅子	下肢機能障害又は体幹機能障害若しくは移動機能障害の2級以上の身体障害者(3歳以上18歳未満の者に限る。)	原則として付属のテーブルを付けるもの	33,100円	5年
	訓練用ベッド	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢機能障害又は体幹機能障害若しくは移動機能障害の2級以上の身体障害者(6歳以上18歳未満の者に限る。) (2) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	次のいずれかに該当する者であつて、入浴に介助を要するもの (1) 下肢機能障害又は体幹機能障害若しくは移動機能障害のある身体障害者であつて、入浴に介助を要するもの(3歳以上の者に限る。) (2) 難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者、難病患者等又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
	便器	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢機能障害又は体幹機能障害若しくは移動機能障害の2級以上の身体障害者(6歳以上の者に限る。) (2) 常時介護を要する難病患者等	障害者が容易に使用できるものであつて、次のいずれかの性能を有するもの。ただし、設置に当たり住宅	9,850円	8年

			改修を伴うものを除く。 (1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (2) 洋式便器の上に置いて高さを補うもの (3) 便座及びバケツ等からなり移動可能であるもの		
T字状・棒状のつえ	平衡機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害又は移動機能障害のある身体障害者(6歳以上の者に限る。)	T字状又は棒状のもので、障害者が容易に使用できるもの	4,460円	3年	
移動・移乗支援用具	次のいずれかに該当する者であつて、家庭内の移動等において介助を要するもの (1) 平衡機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害又は移動機能障害のある身体障害者(3歳以上の者に限る。)であつて、家庭内の移動等において介助を要するもの (2) 難病患者等	手すり、スロープ等であつて、転倒予防、立ち上がりの動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものは除く。	60,000円	8年	
頭部保護帽	次のいずれかに該当する者 (1) 平衡機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害又は移動機能障害のある身体障害者であつて、転倒等により頭部を強打するおそれのあるもの (2) A1(最重度)又はA2(重度)の知的障害者であつて、	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの(ヘルメットを含む。)	36,750円	3年	

		転倒等により頭部を強打するおそれのあるもの (3) 精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。)であって、てんかん発作等により頻繁に転倒するもの			
特殊便器(温水洗浄便座)	次のいずれかに該当する者(6歳以上の者に限る。)であって、訓練を行っても自力での排便後の処理が困難なもの (1) 上肢機能障害(乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害を含む。)2級以上の身体障害者 (2) A1(最重度)又はA2(重度)の知的障害者 (3) 上肢機能に障害のある難病患者等	温水温風が出るもので、障害者、難病患者等又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年	
火災警報器	次のいずれかに該当する者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの (1) 障害等級2級以上の身体障害者 (2) A1(最重度)又はA2(重度)の知的障害者	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発することで火災の発生を知らせることができるもの	15,500円	8年	
自動消火器	次のいずれかに該当する者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの (1) 障害等級2級以上の身体障害者 (2) A1(最重度)又はA2(重度)の知的障害者 (3) 難病患者等	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	28,700円	8年	
電磁調理器	次のいずれかに該当する者 (1) 視覚障害2級以上の身体障害者であって、視覚障害者の	電磁による調理器であって、障害者が	41,000円	6年	

		みの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの (2) A1(最重度)又はA2(重度)の知的障害者であって、知的障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの	容易に使用できるもの		
	歩行時間延長 信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者(6歳以上の者に限る。)	電波を利用して符号を送ることで、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青色である時間を延長することができるもの	7,000円	10年
	聴覚障害者屋内信号装置	聴覚障害2級以上の身体障害者であって、身体障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの	音や音声等の情報を視覚又は触覚等の情報に変換して発信する機能を有する装置で、受信器と送信器とを組み合わせたもの	87,400円	8年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の身体障害者(3歳以上の者に限る。)であって、自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー(吸入器)	次のいずれかに該当する者 (1) 呼吸器機能障害3級以上又は音声機能障害(咽頭又は喉頭摘出者に限る。)の身体障害者であって、ネブライザー(吸入器)の使用が必要と認められるもの (2) 呼吸機能等に障害のある難病患者等	噴霧した薬剤を経口吸入するためのもの であって、障害者、難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	次のいずれかに該当する者 (1) 呼吸器機能障害3級以上又は音声機能障害(咽頭又は喉	電気式ポンプによってたんを吸引するた	56,400円	5年

		<p>頭摘出者に限る。)の身体障害者であって、電気式たん吸引機の使用が必要と認められるもの</p> <p>(2) 前号に規定する身体障害を有するとの医師の意見(身体障害者福祉法第15条第3項に基づく意見をいう。)を付されて身体障害者手帳の交付を申請中の者であって、医師の診断等により電気式たん吸引機の使用が緊急に必要であると認められるもの。ただし、入院又は入所中の者は除く。</p> <p>(3) 呼吸機能に障害のある難病患者等</p>	<p>めのものであって、障害者、難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの</p>		
ネブライザー・吸引両用器	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 呼吸器機能障害3級以上又は音声機能障害(咽頭又は喉頭摘出者に限る。)の身体障害者であって、ネブライザー(吸入器)及び電気式たん吸引機の使用が必要と認められるもの</p> <p>(2) 前号に規定する身体障害を有するとの医師の意見(身体障害者福祉法第15条第3項に基づく意見をいう。)を付されて身体障害者手帳の交付を申請中の者であって、医師の診断等によりネブライザー(吸入器)及び電気式たん吸引機の使用が緊急に必要であると認められるもの。ただし、入院又は入所中の者は除く。</p> <p>(3) 呼吸機能に障害のある難病患者等</p>	<p>ネブライザー(吸入器)及び電気式たん吸引器の機能を合わせもつもの</p>	72,450円	5年	
酸素ボンベ運搬車	<p>呼吸器機能障害の身体障害者であって、医療保険における在宅酸素療法を行うもの</p>	<p>在宅酸素療法に使用する酸素ボンベを運搬するためのもの</p>	17,000円	10年	
盲人用音声式	<p>視覚障害2級以上の身体障害者であって、視覚障害者のみの世帯又</p>	<p>検温結果を音声により伝え</p>	9,000円	5年	

	体温計	はこれに準ずる世帯に属するもの (6歳以上の者に限る。)	る機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用できるもの		
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の身体障害者であって、視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの (6歳以上の者に限る。)	計測結果を音声により伝える機能を有するもの又は文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するもので、視覚障害者が容易に使用できるもの	18,000円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な呼吸機能障害3級以上の身体障害者又は難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、身体障害者及び難病患者等が容易に使用しうるもの	157,000円	5年
	人工呼吸器等の自家発電機 (カーインバーター含む。)	次のいずれかに該当する者であるもの (1) 呼吸器機能障害3級以上の身体障害者 (2) 呼吸機能に障害がある難病患者等	障害児・者又は介助者が容易に使用し得るもの	100,000円	5年
	人工呼吸器等のポータブル			80,000円	5年

	電源 (蓄電池)				
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由(上肢機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害をいう。)又は音声機能障害若しくは言語機能障害の身体障害者(6歳以上の者に限る。)であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、言葉を音声又は文書に変換する機能を有するものであって、障害者が容易に使用できるもの	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害(乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害を含む。)2級又は視覚障害2級以上の身体障害者	障害者がパソコンを操作するために必要となるパソコンの周辺機器やアプリケーションソフト	100,000円	6年
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上及び聴覚障害2級の身体障害者であって、点字ディスプレイの使用が必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
	点字器	視覚障害2級以上の身体障害者(6歳以上の者に限る。)	触覚で識別できる凸点を組み合わせて構成される点字を打つための用具であって、視覚障害者が容易に使用できるもの	10,400円	5年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の身体障害者であって、就労若しくは就学しているもの又は就労若しくは就学が見込まれるもの	点字の6点に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するものであって、視覚障害者が容易に	63,100円	5年



			使用できるもの		
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の身体障害者（6歳以上の者に限る。）	DAISY方式等による録音及び録音された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	85,000円	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の身体障害者（6歳以上の者に限る。）	文字情報を暗号化したものを読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用できるもの	99,800円	6年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害の身体障害者であって、視覚障害者用拡大読書器の使用により文字等を読むことが可能になるもの（6歳以上の者に限る。）	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、拡大された画像（文字等）を容易にモニター等に映し出せるもの	198,000円	8年
	盲人用時計	視覚障害2級以上の身体障害者（6歳以上の者に限る。）	時刻を音声により伝える機能を有するもの（音声式）又は文字盤及び針に直接接触れて時刻を触読できるもの（触読式）であって、視覚障害者が容易	13,300円	10年

			に使用できるもの		
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は音声機能障害若しくは言語機能障害の身体障害者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として聴覚障害者用通信装置の使用が必要と認められるもの(6歳以上の者に限る。)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字・映像等により通信が可能な機器であって、聴覚障害者が容易に使用できるもの	71,000円	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害の身体障害者であって、テレビに字幕及び手話通訳がなければ、テレビより情報を得られないもの(6歳以上の者に限る。)	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者向けCS放送を受信する機能を有するもの	88,900円	6年
	人工咽頭	咽頭を摘出した音声機能障害の身体障害者	顎下部等にあって電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き、構音化するもの	70,100円	5年
排泄管理支援用具	紙おむつ等	次のいずれかに該当する者 (1) 直腸又はぼうこう機能障害の身体障害者であって、ストマの著しい変形等によりストマ装具が使用困難であるもの (2) 乳幼児期以前の非進行性の病変による運動機能障害の身体障害者(3歳以上の者に限る。)であって、排尿又は排便の意思表示が困難であるもの	紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等の衛生用品	1月 12,360円	なし
	ストマ装具(蓄便袋)	人工肛門を造設した直腸機能障害の身体障害者	低刺激の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋(皮膚保護材及び袋を	1月 8,858円	なし

			身体に密着させるものを含む。)		
ストマ 装具 (蓄尿 袋)	人工ぼうこうを造設したぼうこう 機能障害の身体障害者	低刺激の粘着 剤を使用した 密封型の収納 袋で尿処理用 のキャップ付 きのもの(皮 膚保護材及び 袋を身体に密 着させるもの を含む。)		1月 11,639円	なし
収尿器	身体障害者(3歳以上の者に限 る。)であつて、脊髄損傷等によ る排尿機能の障害のために収尿器 の使用を必要とするもの	採尿器と蓄尿 器で構成し、 尿の逆流防止 装置をつける もの		8,500円	1年

別表第2を次のように改める。

所得区分	対象者の階層	負担上限月額
A (一般)	BからDまでに掲げる者以外のもの	37,200円
B (低所得2)	市町村民税非課税世帯(対象者及び当該対象者と 同一世帯に属する者(対象者が18歳以上である場 合にあつては、その配偶者に限る。))が給付の申請 のあつた月の属する年度(申請のあつた月が4月か ら6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税 法(昭和25年法律第226号)の規定による市町 村民税を課されない者(同法第323条により免除 されている者を含む。)である世帯をいう。以下同 じ。)に属する者(C及びDに掲げる者を除く。)	24,600円
C (低所得1)	市町村民税非課税世帯に属し、かつ対象者(対象 者が児童にあつては、その保護者)の給付の申請が あつた月の属する年の前年(申請のあつた月が4月 から6月までの場合にあつては、前々年度とする。) 中の令第35条第4号に規定する合計額が、80万 円以下である者(Dに属する者を除く。)	15,000円
D	生活保護世帯に属する者	0円

様式第1号中「殿」を「宛」に改め、「印」を削り、

「

対象者	住 所	電話		
	フリガナ 氏 名			
	生年月日		性別	男・女

」を

「

対象者	住 所	電話		
	フリガナ 氏 名		個人番号	
	生年月日		性別	男・女

」に改める。

様式第2号中「印」を削る。

様式第4号中

「

⑬事業者名及び受領日	年 月 日	印
⑭対象者の氏名及び印		印
⑮検収者		印

」を

「

⑬事業者名及び受領日	年 月 日
⑭対象者の氏名	
⑮検収者	

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の大和高田市日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後にされた交付の申請について適用し、同日前にされた交付の申請については、なお従前の例による。

**告示第80号**

大和高田市住宅改修費給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年7月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市住宅改修費給付事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市住宅改修費給付事業実施要綱（平成12年告示第69-3号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（給付対象者）

第2条 住宅改修費の給付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住する者のうち在宅で療養が可能なる者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた6歳以上の者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 下肢機能障害、体幹機能障害又は移動機能障害を有する者であって、その障害の級別を身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）により3級以上とされたもの

イ 上肢機能障害（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害を含む。）を有する者であって、その障害の級別を等級表により2級以上とされたもの

（2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者

第2条第2項第1号中「（平成18年政令第10号）」を削る。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1号イに規定する者に係る住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、特殊便器への取替えに限るものとする。

別表を次のように改める。

所得区分	対象者の階層	負担上限月額
A （一般）	BからDまでに掲げる者以外のもの	37,200円
B （低所得2）	市町村民税非課税世帯（給付対象者及び当該給付対象者と同一世帯に属する者（給付対象者が18歳以上である場合にあっては、その配偶者に限る。）が給付の申請のあった月の属する年度（申請のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者（地方税法第323条により免除されている者を含む。）である場合における当該給付利用者の世帯をいう。）に属し、C及びDに掲げる者を除いた者	24,600円
C （低所得1）	市町村民税非課税世帯に属し、かつ、給付の申請があった月の属するときの前年（申請のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前々年度とする。）中の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第35条第4号に規定する合計額が、80万円以下である者で、Dに属する者を除いた者	15,000円
D	生活保護世帯に属する者	0円

(生活保護)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年8月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の大和高田市住宅改修費給付事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後にされた交付の申請について適用し、同日前にされた交付の申請については、なお従前の例による。

公 告

公告第55号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年7月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第13号
- (2) 工 事 名 大和高田市保健センタートイレ洋式化改修工事
- (3) 工事場所 大和高田市保健センター（大和高田市 西町 地内）
- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年10月31日（火）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 10,010,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 10,010,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 9,204,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。
- (2) 令和5年度大和高田市格付け等級がA級、B級又はC級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による

再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から完成検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月3日（月） ～ 令和5年7月25日（火）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月3日（月） ～ 令和5年7月25日（火）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年7月19日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年7月21日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年7月10日（月） ～ 令和5年7月24日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年7月25日（火） 午前10時	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

- (1) 次に掲げる入札については、無効とします。
  - ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
  - イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
  - ウ 他人のICカードを使用した入札

- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
  - オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
  - カ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。
- ア 内訳書(本市指定様式に限る。)が添付されていない入札書による入札
  - イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
  - ウ 内訳書の日付が入札期間(公告日から開札日まで)外の入札
  - エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
  - オ その他事後審査により不適格となった入札

## 6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格(設計金額)以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除きます。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ



先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

(2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

(3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとする。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

## 10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年7月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第12号
- (2) 工事名 材木町消火栓設置工事
- (3) 工事場所 大和高田市 材木町 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年10月31日（火）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 6,230,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 6,230,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 5,591,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (7) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月3日（月） ～ 令和5年7月20日（木）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>

設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月3日（月） ～ 令和5年7月20日（木）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年7月13日（木） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年7月18日（火） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年7月10日（月） ～ 令和5年7月19日（水）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年7月20日（木） 午前10時30分	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。
  - ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。
    - ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
    - ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
    - ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの
  - イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。
  - ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。
- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

## (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## (2) 契約保証金について

免除します。

## (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

## (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

## (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

## 10 お問い合わせ先

## (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

## (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

## 公告第57号

大和高田市まちづくり事業化検討業務委託事業者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和5年7月6日

大和高田市長 堀内 大造

## 1 業務概要

## (1) 業務名

大和高田市まちづくり事業化検討業務

## (2) 業務概要

公共空間等の利活用方策の検討、社会実験の企画・実施と効果検証、事業化に向けたロードマップ等の検討

## (3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

## (4) 委託料限度額

12,540,000円(消費税等含む。)

## 2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市まちづくり事業化検討業務委託事業者選定プロポーザル実施要項」(以下「実施要項」という。)の4 参加資格の要件を全て満たす者であること。

## 3 参加申請書及び業務提案書の提出期限

令和5年8月7日(月)午後5時まで

## 4 その他

実施要項による。

## 5 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 未来まちづくり局

TEL 0745-22-1101

## 公告第58号

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札案件です。

令和5年7月6日

大和高田市長 堀内 大造

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第14号
- (2) 工事名 大和高田市東部人権文化センター外壁改修工事
- (3) 工事場所 大和高田市東部人権文化センター(大和高田市 曙町 地内)
- (4) 工事期間 契約締結日から令和6年2月29日(木)まで
- (5) 工事内容 入札説明書(仕様書)のとおり
- (6) 予定価格 6,520,000円(税抜き)
- (7) 設計金額 6,520,000円(税抜き)
- (8) 最低制限比較価格 5,963,000円(税抜き)
- (9) 入札方法 電子入札(「条件付き一般競争入札(事後審査型)」を使用)

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の塗装・防水工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を

受けている者でないこと。

(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月6日（木） ～ 令和5年7月25日（火）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月6日（木） ～ 令和5年7月25日（火）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年7月19日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年7月21日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年7月13日（木） ～ 令和5年7月24日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年7月25日（火） 午前10時30分	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札

- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間(公告日から開札日まで)外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

## 6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格(設計金額)以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除きます。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの



- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
  - ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの
- イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

### (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

### (2) 契約保証金について

免除します。

### (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしします。

### (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしします。

### (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

## 10 お問い合わせ先

### (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4  
大和高田市役所 総務部契約監理課  
TEL (0745) 22-1101  
FAX (0745) 49-0053

### (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク  
TEL (0570) 021-777  
受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで  
メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

## 公告第59号

### 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和5年7月10日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	材木町市営墓地現況図及び管理資料作成業務委託
2 履行場所	大和高田市材木町817番地
3 履行期間	契約締結日から令和5年12月25日（月）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「測量業務（市内）」若しくは「航空測量（市外）」に登録している者であること。</p> <p>(2) 物品購入等登録者は、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定に基づく測量業者の登録を行っていること。</p> <p>(3) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(4) 次に掲げる資格を有する者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）を配置できる者であること。</p> <p>① 測量士</p> <p>② 地理空間専門技術者（GIS1級）</p> <p>③ ドローン測量管理士（UAVによる測量管理の実績があること。）</p> <p>④ 二等以上の無人航空機操縦士又はJUIDA無人航空機操縦技能</p> <p>※①～④の資格者は、兼ねることができる。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 5の(2)に係る登録証明書の写し</p> <p>③ 5の(4)に係る配置予定者の資格者証の写し（③については実績を証する書類（テクリスの印刷等）も必要。）及び所属会社と3か月以上の雇用関係を証する書類</p> <p>④ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限</p>

	<p>る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和5年7月11日（火）から令和5年7月21日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和5年8月3日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和5年8月4日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年8月7日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時</p>

	<p>令和5年8月8日（火）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 3 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 4 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
1 5 契約保証金	<p>免除します。</p>
1 6 最低制限比較価格	<p>¥3,480,000-（消費税等抜き）</p>
1 7 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。</p>
1 8 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第60号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年7月10日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	大和高田市地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託
2 履行場所	大和高田市内
3 履行期間	契約締結日から令和6年2月29日（木）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとしてします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（建設環境部門）に登録している者であること。</p> <p>(2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(3) 平成30年4月1日以降において、官公庁等発注の地球温暖化対策実行計画策定業務の履行実績を有し、次に掲げるいずれかの資格を有する者を管理技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。</p> <p>① 技術士（「総合技術監理部門：建設－建設環境」）</p> <p>② 技術士（「建設部門：建設環境」）</p>

	<p>(4) 次に掲げるいずれかの資格を有する者を照査技術者(契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者)として配置できる者であること。なお、(3)の管理技術者との兼務は認めない。</p> <p>① 技術士(「総合技術監理部門:建設-建設環境」)</p> <p>② 技術士(「建設部門:建設環境」)</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</p> <p>② 5の(3)に係る配置予定者の資格者証の写し、履行実績を証するもの(テクリスの印刷等)及び所属会社と3か月以上の雇用関係を証する書類</p> <p>③ 5の(4)に係る配置予定者の資格者証の写し及び所属会社と3か月以上の雇用関係を証する書類</p> <p>④ 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和5年7月11日(火)から令和5年7月21日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知</p>

	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和5年8月3日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和5年8月4日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年8月7日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和5年8月8日(火)午前10時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥2,816,000-(消費税等抜き)
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

公告第61号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年7月11日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第17号
- (2) 工 事 名 土庫地区改良事務所等解体工事
- (3) 工事場所 土庫地区改良事務所（大和高田市 土庫1丁目 地内）
- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年11月30日（木）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 4,530,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 4,530,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 4,167,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の解体工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください）	令和5年7月11日（火） ～ 令和5年7月27日（木）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>

い。）		
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月11日（火） ～ 令和5年7月27日（木）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年7月21日（金） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたしません。）	令和5年7月25日（火） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年7月18日（火） ～ 令和5年7月26日（水）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年7月27日（木） 午前10時	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後



審査をもって落札者を決定します。

- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。
  - ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。
    - ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
    - ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
    - ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの
  - イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。
  - ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。
- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

公告第62号

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年7月12日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	令和5年9月納品分学校給食用物資（青果物）納入
2 履行場所	大和高田市内8小学校及び3中学校 給食室
3 履行期間	令和5年9月1日から令和5年9月30日まで
4 履行内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 （1）大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。 （2）奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。

	<p>と。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札公告(物品購入等)」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(本市指定様式)</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書(本市指定様式)</p> <p>※令和5年度学校給食用物資入札において既に「暴力団排除に関する誓約書」(本市指定様式)を提出されている場合は、先に提出されているものをもってこれにあてます。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和5年7月12日(水)から令和5年7月21日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 2階 教育総務課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和5年7月24日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)等の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)等は、大和高田市ホームページの「入札公告(物品購入等)」よりダウンロードしてください。</p> <p>【問い合わせ先】</p>

	大和高田市役所 2階 教育総務課 TEL 0745-22-1101
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、大和高田市ホームページ「入札公告(物品購入等)」に掲載の質疑応答票により、FAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期限 令和5年8月1日(火) 午後5時まで (2) 質疑の送信先 大和高田市役所 教育総務課 FAX 0745-53-8033 (3) 回答方法及び期日 回答は、令和5年8月3日(木) 午後5時までとし、FAXにより、本件入札参加資格を認めた者全てに行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和5年8月7日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 教育総務課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書の記載	入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、運搬費・消費税等込みの金額で記入してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和5年8月8日(火) 14:00~ (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
16 契約保証金	免除します。
17 契約方法	入札書へ記載された契約希望金額により、契約を行います。

18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

公告第63号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年7月14日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第18号
- (2) 工 事 名 大谷地内排水管維持工事
- (3) 工事場所 大和高田市 大字大谷 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年11月30日（木）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 4, 186, 000円（税抜き）
- (7) 設計金額 4, 186, 000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 3, 741, 000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間・期 日・期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月14日（金） ～ 令和5年8月3日（木）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月14日（金） ～ 令和5年8月3日（木）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年7月28日（金） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年8月1日（火） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年7月21日（金） ～ 令和5年8月2日（水）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年8月3日（木） 午前10時30分	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札

オ その他事後審査により不適格となった入札

## 6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監視課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

### (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

### (2) 契約保証金について

免除します。

### (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

### (4) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

## 10 お問い合わせ先

### (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4  
大和高田市役所 総務部契約監理課  
TEL (0745) 22-1101  
FAX (0745) 49-0053

### (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク  
TEL (0570) 021-777  
受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで  
メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

## 公告第64号

### 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札案件です。

令和5年7月14日

大和高田市長 堀内 大造

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 工事番号 大高契第19号



- (2) 工 事 名 材木町他地内道路除草作業
- (3) 工事場所 大和高田市 材木町他 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年9月29日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 2,596,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 2,596,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 2,325,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がD級又はE級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月14日（金） ～ 令和5年8月3日（木）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月14日（金） ～ 令和5年8月3日（木）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年7月28日（金） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年8月1日（火） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年7月21日（金） ～	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください

	令和5年8月2日（水）	い。
開札の日時	令和5年8月3日（木） 午後1時30分	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

(4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

(5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該

違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

免除します。

- (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

- (4) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

#### 10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

### 公告第65号

#### 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年7月14日

大和高田市長 堀内 大造

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第20号
- (2) 工事名 奥田他地内道路除草作業
- (3) 工事場所 大和高田市 大字奥田他 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年9月29日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 2,548,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 2,548,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 2,249,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がD級又はE級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている

者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。

(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

(8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。

(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

### 3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月14日（金） ～ 令和5年8月3日（木）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月14日（金） ～ 令和5年8月3日（木）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年7月28日（金） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年8月1日（火） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年7月21日（金） ～ 令和5年8月2日（水）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年8月3日（木） 午後2時	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

### 4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

### 5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札

イ 入札に参加する資格の無い者のした入札

- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書(本市指定様式に限る。)が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間(公告日から開札日まで)外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

## 6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格(設計金額)以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除きます。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカ

ードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

(2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

(3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

(4) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

## 10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年7月14日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第21号
- (2) 工 事 名 東三倉堂町地内側溝維持工事
- (3) 工事場所 大和高田市 東三倉堂町 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年11月30日（木）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 2,050,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 2,050,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 1,832,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がD級又はE級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月14日（金） ～ 令和5年8月3日（木）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報	令和5年7月14日（金）	入札情報公開システムアドレス



公開システムからダウンロードしてください。）	～ 令和5年8月3日（木）	<a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年7月28日（金） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年8月1日（火） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年7月21日（金） ～ 令和5年8月2日（水）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年8月3日（木） 午後2時30分	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞

退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は総務部契約監視課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除きます。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。
  - ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。
    - ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
    - ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
    - ・PDFファイル Acrobat Readerで読み取りが可能なもの
  - イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。
  - ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。
- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

公告第67号

入 札 公 告（再度公告）

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年7月14日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	大和高田市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定業務委託
2 契約期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
3 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
4 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成29年4月1日以降で、人口5万人以上の自治体における障害者福祉基本計画又は障害者福祉計画の策定業務の受託実績を有する者であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始

	<p>の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>5 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</li> <li>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</li> <li>③ 4の(1)に係る要件を満たすことを証するもの（契約書等の写し）</li> <li>④ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</li> <li>⑤ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</li> </ul> <p>※ ④及び⑤は、令和5年度大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和5年7月14日（金）から令和5年7月28日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所3階 総務部契約監理課</p>
<p>6 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>7 入札説明書（仕様書）についての質疑</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p>

<p>応答</p>	<p>(1) 受付期限 令和5年8月3日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和5年8月4日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>8 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年8月8日（火）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>9 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
<p>10 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
<p>11 開札の日時等</p>	<p>開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和5年8月9日（水）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理課において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
<p>12 入札の無効</p>	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
<p>13 落札者の決定等</p>	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
<p>14 契約保証金</p>	<p>免除します。</p>
<p>15 その他</p>	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第68号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年7月18日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第22号
- (2) 工事名 大和高田市総合福祉会館修景池水中ポンプ更新工事
- (3) 工事場所 大和高田市 大字池田 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年12月22日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 2,790,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 2,790,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 2,564,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）又は管工事（設備）に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (7) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロード）	令和5年7月18日（火） ～ 令和5年8月4日（金）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=062006">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=062006</a>

ンロードしてください。)		40072006E0
設計図書の交付(入札情報公開システムからダウンロードしてください。)	令和5年7月18日(火) ～ 令和5年8月4日(金)	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書(仕様書)についての質疑受付期限	令和5年7月31日(月) 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。(ホームページ掲載の市様式又は任意様式)
質疑の回答(入札情報公開システムに掲載いたします。)	令和5年8月2日(水) 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料(工事内訳書)の提出	令和5年7月26日(水) ～ 令和5年8月3日(木)	※見積根拠資料(工事内訳書)を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年8月4日(金) 午前10時	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例(平成元年条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額(百の位以下切捨て)で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料(工事内訳書)」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。(入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。)

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書(本市指定様式に限る。)が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間(公告日から開札日まで)外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格(設計金額)以下の価格でかつ最低制限比較価格以上

の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は総務部契約監視課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除きます。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。
  - ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。
    - ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
    - ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
    - ・PDFファイル Acrobat Readerで読み取りが可能なもの
  - イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。
  - ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。
- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その



再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

公告第69号

令和5年7月18日

大和高田市長 堀内 大造

公売公告兼見積価額公告	
国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。 国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。	
公売参加申込開始日時	令和5年 7月21日 午後1時00分
公売参加申込終了日時	令和5年 7月31日 午後11時00分
公売参加申込場所	KSI 官公庁オークションホームページ
公売開始日時	令和5年8月7日 午後1時00分
公売締切日時	令和5年8月14日 午後1時00分
公売場所	KSI 官公庁オークションホームページ
公売方法	期間入札
開札日時	令和5年8月14日 午後2時00分

開札場所	KSI 官公庁オークションホームページ		
売却決定日時	令和5年9月4日 午後10時00分		
売却決定場所	大和高田市収納対策室		
買受代金納付期限	令和5年9月4日 午後2時30分		
買受代金納付場所	大和高田市役所又は銀行口座		
公売保証金額	※詳細は、別紙のとおり		
公売保証金納付日時	令和5年7月21日		
公売保証金納付場所	KSI 官公庁オークション		
公売財産及び見積価額	※詳細は、別紙のとおり		
買受人の資格その他要件	本市ホームページ掲載の「大和高田市インターネット公売ガイドライン」のとおり。		
公売財産上の質権者抵当権者等の権利の内容の申し出について	公売財産上に質権、抵当権、先取得権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有するものは、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。		
<p>&lt;その他の事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公売保証金の支払いはクレジットカード。買受代金の支払いは銀行振込でお願いします。</li> <li>2 見積価額に達した入札者等が無い場合には、ただちに再度入札を実施することがあります。</li> <li>3 一度提出した入札書は、引き替え、変更又は取り消しをすることができません。</li> <li>4 買受人が買受代金を納付するときまでに滞納金額完納の事実が証明された時、又は買受代金納付後で 取り消すべき理由がある時は、公売を取り消します。</li> <li>5 買受代金を納付の期限までに納付しないときは、公売保証金はお返しできません。</li> <li>6 買受人が公売財産の所有権を取得する時期は、買受代金を完納したときです。従って、所有権取得後の財産のき損焼失等による損害は買受人の負担となります。</li> <li>7 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。</li> <li>8 次順位買受申込者制度の適用があります。また、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の時が異なることがあります。</li> <li>9 農地を買い受ける際は大和高田市役所の農業委員会に申請したうえで、買受適格証明書を交付してもらう必要があります。</li> </ol>			

公売財産一覧

売却区分 番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
------------	-----------------------------------------	--------------	-------------

1	<p>◎公売財産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在 奈良県大和高田市大字市場</li> <li>・地番 574番1</li> <li>・地目 田</li> <li>・地積 647㎡</li> </ul> <p>以上登記簿による表示</p> <p>◎公売財産の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近鉄南大阪線『尺土』駅から北東へ約1,000mのところ(徒歩約13分)</li> <li>・接道しているのは東面市道陵141号線で水路・里道。</li> </ul> <p>北面で水路。西面は市道陵184線で公衆用道路(接面0.9m程)。南面では、高さ5mの擁壁で駐車場が隣接している</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記地目は田であるが、草木が生い茂って、現況は雑種地状態</li> </ul> <p>◎利用状況・法的規制等 (行政的条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域 市街化区域</li> </ul> <p>市街化区域であるが農地であるため農業委員会の届出が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域 第二種住居地域</li> <li>・建ぺい率(指定) 60%</li> <li>・容積率(指定) 200%</li> <li>・高度地区 15m</li> </ul> <p>◎その他公売条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。</li> <li>・公売においては、暴力団員等の売り払いを防止するため暴力団員等でないことの陳述が必要となりますので、陳述書の提出が必要となります。</li> <li>・境界については、隣接地所有者と協議してください。</li> <li>・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。</li> <li>・大和高田市は民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。</li> <li>・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。</li> <li>・買受の際には大和高田市役所の農業委員会から買受適格証明書の交付を受けたものでなければ、公売に参加できません。</li> </ul>	120,000	1,190,000
---	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------	-----------

公売財産一覧表

売却区分 番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
2	<p>◎公売財産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在 奈良県大和高田市大字野口</li> <li>・地番 295番</li> <li>・地目 田</li> <li>・地積 1,554㎡</li> </ul>	270,000	2,680,000

	<p>以上登記簿による表示</p> <p>◎公売財産の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR和歌山線 五位堂駅から南東へ約1,200mのところ(徒歩約15分)</li> <li>・当該敷地の南面で市道陵9号線と接している(接面約36m、幅員約4.4m)。</li> <li>・当該土地周辺は境界明示されておりません。</li> </ul> <p>◎利用状況、法的規制等</p> <p>市街化調整区域</p> <p>◎その他公売条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。</li> <li>・公売においては、暴力団員等の売り払いを防止するため、暴力団員等でないことの陳述が必要となりますので、陳述書の提出が必要となります。</li> <li>・境界については、隣接地所有者と協議してください。</li> <li>・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。</li> <li>・大和高田市は民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。</li> <li>・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。</li> <li>・買受の際には大和高田市役所の農業委員会から買受適格証明書の交付を受けたものでなければ、公売に参加できません。</li> </ul>		
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

公売財産一覧表

売却区分 番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
3	<p>◎公売財産の表示 (土地の表示)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在 奈良県大和高田市蔵之宮町</li> <li>・地番 173番4</li> <li>・地目 宅地</li> <li>・地積 341.29㎡</li> </ul> <p>(主である建物の表示)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居表示 奈良県大和高田市蔵之宮町15番15号</li> <li>・所在 奈良県大和高田市蔵之宮町173番地4</li> <li>・家屋番号①173番4 ②173番4の2</li> <li>・種類 ①居宅・店舗 ②共同住宅</li> <li>・構造 ①木造瓦葺2階建②木造かわらぶき2階建</li> <li>・床面積 ①1階 67.88㎡ 2階 69.81㎡</li> <li style="padding-left: 100px;">②1階 172.39㎡ 2階 142.65㎡</li> <li>・築年 ①昭和54年10月2日 新築</li> <li style="padding-left: 100px;">②建築年月日不詳</li> </ul>	900,000	8,900,000

	<p>以上、登記簿による表示</p> <p>◎公売財産の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近鉄南大阪線『高田市』駅から南東へ約1,500mのところ(徒歩約20分)</li> <li>・東側で里道(幅員3.5m)と接道。南側では敷地内道路(幅員4.1m)と接道。</li> <li>・店舗・居宅と共同住宅が連なって建築されている。</li> <li>・全体を通して建物は古い。店舗部分は現在閉鎖状態。</li> <li>・居宅、共同住宅は共に空き家。共同住宅は長屋であり6室あり。腐敗が進んでいる。入口は草木が生い茂って部屋には入れない状態。</li> <li>・物件について、居住用とするには修繕が必要と考えられます。</li> <li>・当該物件は、公道に接しておりません。</li> </ul> <p>利用状況・法的規制等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域 市街化区域</li> <li>・用途地域 第一種住居地域</li> <li>・建ぺい率(指定) 60%</li> <li>・容積率(指定) 200%</li> <li>・高度地区 15m</li> <li>・建築基準法第22条指定区域</li> </ul> <p>その他公売条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。</li> <li>・現状有姿での公売となります。</li> <li>・境界については、隣接地所有者と協議してください。</li> <li>・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。</li> <li>・大和高田市は民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。</li> <li>・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。</li> </ul>		
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

公売財産一覧

売却区分番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
4	<p>◎公売財産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在 奈良県吉野郡大淀町大字北野</li> <li>・地番 75番9</li> <li>・地目 宅地</li> <li>・地積 236.76㎡</li> </ul> <p>以上登記簿による表示</p> <p>◎公売財産の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近鉄吉野線『六田』駅から北へ約1,300mのところ(徒歩約17分)</li> <li>・当該敷地の南面で中部69号線(大淀町)と接している(接面約12.28m、幅員約6m)。</li> <li>・登記地目は宅地であるが、草木が生い茂って、現況</li> </ul>	230,000	2,250,000

	<p>は雑種地状態。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該物件は抵当権が設定されている可能性がありますので、詳細については登記簿をご確認ください。</li> </ul> <p>◎利用状況・法的規制等 (行政的条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域 市街化区域</li> <li>・用途地域 第一種低層住居専用地域</li> <li>・建ぺい率(指定) 50%</li> <li>・容積率(指定) 80%</li> <li>・高度地区 なし</li> </ul> <p>◎その他公売条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。</li> <li>・公売においては、暴力団員等の売り払いを防止するため暴力団員等でないことの陳述が必要となりますので、陳述書を提出ください。</li> <li>・境界については、隣接地所有者と協議してください。</li> <li>・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。</li> <li>・大和高田市は、民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。</li> <li>・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。</li> </ul>		
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

**公告第70号**

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年7月19日

大和高田市長 堀内 大造

**公告第71号**

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和5年7月21日

大和高田市長 堀内 大造

1	件名	大和高田市立病院クレジットカード(JCB・American Express・Diners Club)決済に係る指定代理納付業務
2	履行場所	大和高田市立病院
3	履行期間	令和5年10月1日から令和7年9月30日まで
4	履行内容	仕様書のとおり

<p>5 入札参加資格要件</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たしていること。                  (1) 大和高田市又は大和高田市立病院物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の登録を有する者であること。                  (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。                  (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。                  (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。                  (5) 令和3年4月1日以降に於いて病床数が200床以上の総合病院でクレジットカード決済業務の導入実績があること。                  (6) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければならない。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することはできません。                  (1) 申請書は本病院指定様式によるものとする。様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）。                  (2) 必要書類は、次のとおりとします。                      ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）                      ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）                      ③ 5(5)における契約書及び病床数の確認できるもの（仕様書等）の写し                  (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。                  (4) 受付期間                      令和5年7月24日（月）から令和5年8月4日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。                  (5) 受付時間                      午前8時30分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。                  (6) 提出場所                      〒635-8501                      大和高田市礪野北町1番1号                      大和高田市立病院 医事課医事係</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。                  (1) 郵送日                      提出期限の翌日から3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。                  (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知                      参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。                  (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知                      参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）等の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）等の配布は、次のとおり行います。                  仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載します。                  本入札への参加を希望される事業者は、同ホームページ「新着情報・ト</p>

	<p>ピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得してください。(ホームページアドレス <a href="https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp">https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp</a>)</p> <p>【問合せ先】 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 医事課医事係 TEL 0745-53-2901・FAX 0745-53-2908</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票によりFAXで次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和5年8月8日(火)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市立病院 医事課医事係 FAX 0745-53-2908</p> <p>(3) 回答方法及び期限 回答は、令和5年8月15日(火)午後5時までとし、FAXにより原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年8月22日(火)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市立病院 医事課医事係</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書には、クレジットカード手数料率(以下「手数料率」という。)を記入してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除とします。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとします。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和5年8月23日(水)午後3時</p> <p>(2) 場所 大和高田市立病院 放射線治療棟3階 大会議室</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定等	<p>落札者は、予定手数料率以下で最低手数料率をもって有効な入札を行ったものを契約の相手方とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠とします。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>



公告第72号

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年7月21日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市立病院クレジットカード(VISA・MasterCard)決済に係る指定代理納付業務
2 履行場所	大和高田市立病院
3 履行期間	令和5年10月1日から令和7年9月30日まで
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>次に掲げる全ての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 大和高田市又は大和高田市立病院物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の登録を有する者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) 令和3年4月1日以降に於いて病床数が200床以上の総合病院でクレジットカード決済業務の導入実績があること。</p> <p>(6) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければならない。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することはできません。</p> <p>(1) 申請書は本病院指定様式によるものとする。様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5(5)における契約書及び病床数の確認できるもの（仕様書等）の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和5年7月24日（月）から令和5年8月4日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8501</p>

	大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 医事課医事係
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日から3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)等の配布	入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。 仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載します。 本入札への参加を希望される事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得してください。(ホームページアドレス <a href="https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp">https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp</a> ) 【問合せ先】 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 医事課医事係 TEL 0745-53-2901・FAX 0745-53-2908
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票によりFAXで次のとおり行います。 (1) 受付期限 令和5年8月8日(火)午後5時まで (2) 送信先 大和高田市立病院 医事課医事係 FAX 0745-53-2908 (3) 回答方法及び期限 回答は、令和5年8月15日(火)午後5時までとし、FAXにより原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和5年8月22日(火)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市立病院 医事課医事係 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書には、クレジットカード手数料率(以下「手数料率」という。)を記入してください。
12 入札保証金	免除とします。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとします。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和5年8月23日(水)午後3時 (2) 場所 大和高田市立病院 放射線治療棟3階 大会議室

14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定等	落札者は、予定手数料率以下で最低手数料率をもって有効な入札を行ったものを契約の相手方とします。
16 契約保証金	免除する。
17 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠とします。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第73号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年7月24日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和5年度プリンタ等一式リース契約に係る納入業者等決定
2 納入場所	大和高田市役所内 大和高田市大字大中98番地4
3 契約期間	納入期限 : 令和5年9月30日 リース期間 : 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで 保守期間 : 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり ※本件は、リースの対象となる物品の納入業者及び納入価格を決定するものです。
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器」のうち「OA機器、ソフト」に登録している者であること。 (2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者

	でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和5年7月24日（月）から令和5年8月4日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和5年8月10日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和5年8月15日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年8月17日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課</p>

	<p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和5年8月18日（金）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理課において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第74号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年7月27日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第23号
- (2) 工 事 名 大和高田当麻線道路整備工事

- (3) 工事場所 大和高田市 大字市場 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和6年2月16日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 41,329,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 41,329,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 37,381,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がB級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 土木一式工事に関する主任技術者又は監理技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (9) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から完成検査に合格するまで）者でないこと。
- (10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月27日（木） ～ 令和5年8月24日（木）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月27日（木） ～ 令和5年8月24日（木）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年8月18日（金） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年8月22日（火） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料	令和5年8月8日（火）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作

(工事内訳書)の提出	～ 令和5年8月23日（水）	成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年8月24日（木） 午前10時	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

(4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

(5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2

第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は総務部契約監視課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除きます。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

(1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

(2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
- ・PDFファイル Acrobat Readerで読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

(3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。



(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

公告第75号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和5年7月28日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	特定建築物定期調査業務(市内8小学校及び3中学校)
2 業務場所	大和高田市 旭北町 他10件 地内
3 業務期間	契約締結日から令和6年1月31日(水)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市建物管理等業務競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 次のいずれかの資格を有する者を配置できる者であること。 ① 一級建築士 ② 二級建築士 ③ 特定建築物調査員 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(ただし、会社

	<p>更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</p> <p>③ 5(3)に定める有資格者であることを証する写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和5年7月28日(金)から令和5年8月14日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日、祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 前回の報告書の閲覧</p>	<p>前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 令和5年8月21日(月)</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は午後3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 2階教育総務課</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式(任意様式可)とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p>

	<p>(1) 受付期限 令和5年8月23日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和5年8月25日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年8月29日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和5年8月30日（水）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理課において一般の閲覧に供するとともに、閲覧結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限比較価格	<p>¥1,010,000-（消費税等抜き）</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p>

(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

**公告第76号**

大和高田市職員採用規程(平成21年訓令第6号)第6条の規定により、令和5年度大和高田市職員採用試験の実施を次のとおり公告します。

令和5年7月28日

大和高田市長 堀内 大造

1. 試験概要

<募集内容及び受験資格>

番号	職 種	募集人数 (程度)	受 験 資 格
	名 称		
①	一 般 事 務 職	10人	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和6年3月卒業見込みの人
②	情 報 処 理 技 術 職	2人	昭和53年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業し、かつ、独立行政法人情報処理推進機構が実施する「応用情報技術者試験」を合格した人で、令和5年7月末時点において、情報処理技術職の職務経験が3年以上ある人
③	土 木 職	6人	昭和53年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学若しくは高等学校のいずれかの土木専門課程を卒業した人又はいずれかの土木専門課程を令和6年3月卒業見込みの人
④	電 気 職	1人	昭和53年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学若しくは高等学校のいずれかの電気専門課程を卒業した人又はいずれかの電気専門課程を令和6年3月卒業見込みの人
⑤	保 育 士 ・ 幼 稚 園 教 諭	10人	昭和48年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する人又は令和6年3月末日までに両方を取得見込みの人
⑥	保 健 師	3人	昭和53年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人又は令和6年3月末日までに取得見込みの人
⑦	臨 床 心 理 士 又 は 公 認 心 理 師	1人	昭和53年4月2日以降に生まれた人で、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士又は公認心理師資格を有する人
⑧	特 別 支 援 教 育 指 導 員	1人	昭和43年4月2日以降に生まれた人で、教諭普通免許状(小学校、中学校、特別支援学校のいずれか)を有する人で、令和5年7月末時点において、特別支援教育の職務経験が5年以上ある人
⑨	一 般 事 務 職 (障 が い 者 対 象)	3人	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和6年3月卒業見込みの人で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人

(受験資格等に関する注意事項)

※1 「大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人又は卒業する見込みの人で、高度専門士の称号を取得した人又は令和6年3月31日までに取得する見込みの人(当該受験資格該当課程

であることの証明が得られるものに限る。)を含みます。

※2 「短期大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人又は卒業する見込みの人で、専門士の称号を取得した人又は令和6年3月31日までに取得する見込みの人(当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る。)を含みます。

※3 高等学校卒業程度認定試験合格者は、高等学校卒業と同等に取り扱います。

※4 保育士・幼稚園教諭は、採用後、市立の保育所、幼稚園又は認定こども園のいずれかに配属する予定です。

※5 「職務経験年数」とは、民間企業等又は公務員等として、同一事業所に1週あたり30時間以上継続勤務していた期間のことをいいます。

① 勤務時間は、就業規則・雇用契約等に規定されている時間で、残業等の時間は含めません。

② 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、育児休業、退職等で休んでいた期間は通算できません。

※6 採用後、日本国籍を有しない人は、公権力の行使を伴う職及び市の意思形成に参画する職には任用されません。

◎全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する者は受験できません。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 大和高田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(4) その他、地方公務員法に定める欠格条項に該当する者

(5) 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職などが制限されている者

【障がいへの配慮について】

受験や採用後の職務遂行にあたり配慮を希望する人は、8月14日(月)午後5時までに必ず人事課に電話でご連絡いただき、配慮希望申出書を提出してください。期日までにお電話がない場合は受験時の対応はできません。使用する器具等は各自で持参してください。

なお、内容によっては試験の実施上、配慮できない場合もあります。

2. 受験手続・申込

(1) 申込方法

職員採用試験申込に関する書類については、大和高田市ホームページからのダウンロードのみの対応となります。市役所内での配布は行いません。

以下の書類を、簡易書留郵便で郵送してください(封筒に「試験申込書在中」と朱書きのこと)。

職種番号・職種	提出書類
① 一般事務職	・大和高田市職員採用試験申込書
② 情報処理技術職	・学歴及び職歴 <追加用> ※追加する場合のみ
③ 土木職	・受験票
④ 電気職	・返信用定型封筒2通(長形3号:23.5cm×12cm)
⑤ 保育士・幼稚園教諭	→2通ともに84円切手を貼付し、自宅の郵便番号、住所、宛

⑥ 保健師	名を記入してください。
⑦ 臨床心理士又は公認心理師	・職務経歴書（②情報処理技術職及び⑧特別支援教育指導員のみ）
⑧ 特別支援教育指導員	・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
⑨ 一般事務職（障がい者対象）	（⑨一般事務（障がい者対象）の方） ・配慮希望申出書（⑨一般事務（障がい者対象）で配慮が必要な方）

<注意事項>

- ・提出書類は、受験者本人がボールペン等で記入してください（鉛筆、消せるボールペンは不可）。
- ・大和高田市職員採用試験申込書及び受験票には、申込前6ヶ月以内に撮影した同一の写真を貼ってください。
- ・申込受付期間末日（当日消印有効）後に郵送された場合には、受験申込の受付は行わず失格としますので、締切日には十分注意してください。

(2) 申込期間・郵送先

令和5年8月1日（火）から令和5年8月14日（月）まで（消印有効）

【宛 先】〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所企画政策部人事課内

「大和高田市職員採用試験委員会」

(3) 受験票の交付

- ・受験票は、申込受付期間終了後、提出された返信用封筒により送付します。
- ・受験票が8月29日（火）までに届かない場合、人事課まで必ずお問い合わせください。
- ・試験当日には、受験票を必ず持参してください。受験票は再発行いたしませんので、なくさないようにしてください。

3. 試験日時・科目・会場等

(1) 一般事務（障がい者対象）以外の職種

第1次試験

日程	科目	会場
令和5年9月17日（日） 午前9時30分から	教養試験 【全職種】一般事務 （障がい者対象）は除く 専門試験 【③土木職、④電気職、⑤保育士・幼稚園教諭】	大和高田市立高田中学校

※第1次試験の専門試験を受験する人につきましては、各自昼食のご用意をお願いします。

※合否にかかわらず、本人に結果通知します。本市ホームページでも確認できます。

※試験内容や合否に関するお問い合わせについては、一切お答えできません。

## ※第1次試験会場

大和高田市立高田中学校

大和高田市大中東町5番48号

大和高田市立高田中学校へのお問い合わせはしないでください。

※第1次試験合格者には、指定する期日までに、下記の書類の提出を求めます。

- ◆ 最終学校卒業(見込)証明書 【全職種】一般事務(障がい者対象)は除く。
- ◆ 資格証明書若しくは免許証の写し又は取得見込証明書(写し不可)  
【②情報処理技術職、⑤保育士・幼稚園教諭、⑥保健師、⑦臨床心理士又は公認心理師、⑧特別支援教育指導員】
- ◆ 職務経験年数を証明する在職証明書  
【②情報処理技術職、⑧特別支援教育指導員】

## 第2次試験(予定)

職場適応性検査 【全職種】一般事務(障がい者対象)は除く。

個人面接 【全職種】一般事務(障がい者対象)は除く。

実技試験 【⑤保育士・幼稚園教諭のみ】

## &lt;受験方法&gt;

試験日時・科目・会場等についての詳細は、第1次試験合格者に通知します。

## ※職場適応性検査(WEB受検)について

日程:10月2日(月)から10月8日(日)までの7日間に各自選択して受検してください。

## &lt;受検方法&gt;

- ・受検案内メールを受信(10月2日(月)に第1次試験合格者に配信)

受検に必要なURLや受検方法が記載されたメールを受け取り、WEB適正検査のログインIDとパスワードを取得します。

※ibt-cloud.comのドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。

※通信障害等による受検期間の延長は行いません。

※受検案内メールが届かない場合は、10月3日(火)午後1時まで人事課まで必ずお問い合わせください。

## 第3次試験(予定)

個人面接 【全職種】一般事務(障がい者対象)は除く。

## &lt;受験方法&gt;

試験日時・科目・会場等についての詳細は、第2次試験合格者に通知します。

## (2) 一般事務(障がい者対象)

## 第1次試験

日程	科目	会場
令和5年10月22日(日) 午前8時30分から	教養試験	大和高田市役所

※点字での出題が可能です。希望される方は8月14日(月)午後5時までに人事課に連絡し、配慮希望申出書を提出してください。

※可否にかかわらず、本人に結果通知します。本市ホームページでも確認できます。

※試験内容や可否に関するお問い合わせについては、一切お答えできません。

## ※第1次試験会場

大和高田市役所

大和高田市大字大中98番4 TEL:0745-22-1101

※第1次試験合格者には、指定する期日までに、下記の書類の提出を求めます。

- ◆ 最終学校卒業(見込)証明書

## 2次試験及び第3次試験(予定)

個人面接

## &lt;受験方法&gt;

試験日時・科目・会場等についての詳細は、第1次試験合格者に通知します。

## ※職場適応性検査(WEB受検)について

日程:10月31日(火)から11月6日(月)までの7日間内に各自選択して受検してください。

## &lt;受検方法&gt;

- ・受検案内メールを受信(10月31日(火)に配信)

受検に必要なURLや受検方法が記載されたメールを受け取り、WEB適正検査のログインIDとパスワードを取得します。

※ibcloud.comのドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。

※通信障害等による受検期間の延長は行いません。

※受検案内メールが届かない場合は、11月1日(水)午後1時までに人事課まで必ずお問い合わせください。

## 4. 採用の時期

(1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。

- ・採用予定者 令和6年4月1日付けで採用します。
- ・補欠登録者 合格者等に欠員が生じた場合に繰り上げ採用の対象となります。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

(3) 最終合格者のうち、卒業見込みの人が令和6年3月末日までに卒業できなかった場合又は免許、資格若しくはその両方を取得見込みの人が、所定の時期までにこれを取得できなかった



場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者、補欠登録者）から抹消します。

5. 試験結果の開示

試験の結果については、開示請求ができます。電話などによる開示請求はできませんので、受験者本人が受験票と本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持って、直接市役所人事課までお越しください。

区分試験	請求できる人	開示内容	開示期間及び開示場所
第1次試験 第2次試験 第3次試験	不合格者 (本人に限る)	総合得点 総合順位	不合格通知の日から起算して2週間 大和高田市役所 人事課

※開示時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までです。

6. 給与について

- 令和5年4月1日現在の行政職給料表における初任給月額は、大卒185,200円、短大卒167,100円、高校卒154,600円で、他に地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。  
ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的に、一部手当については減額措置を講じています。
- 初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。

7. 注意事項

- 受験資格がない場合、提出書類に不正があった場合又はWEB検査で受験生本人以外が受検していた場合には、直ちに受験資格を取り消します。また、採用後において発覚した場合には、免職となる場合があります。
- 受験のために提出された一切の書類は返却しません。取得した個人情報については、今回の職員採用試験の実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令に基づき、適正に管理します。
- 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。
- 合格基準に満たない場合は、募集人数以下であっても不合格となります。
- 棄権又は欠席したものが1つでもある場合は、それ以降の試験は受験できず、失格となります。
- 自然災害等の社会情勢により試験の日程を変更する場合は、本市ホームページでお知らせします。

<試験についての問い合わせ先>  
 大和高田市役所 企画政策部人事課内  
 「大和高田市職員採用試験委員会」  
 電話 0745-22-1101

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定に基づき、令和5年度大和高田市職員追加採用試験（医療職）の実施について、次のとおり公告する。

令和5年7月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 職種、採用予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
看護師	8名	次の①及び②の条件を満たす者 ① 昭和59年4月2日以降に生まれた者で、「保健師助産師看護師法」による看護師免許を有するもの又は令和6年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者 ② 大和高田市立病院で夜間・休日交代勤務可能な者
看護師 （訪問看護 ステーション）	1名	次の①及び②の条件を満たす者 ③ 昭和59年4月2日以降に生まれた者で、「保健師助産師看護師法」による看護師免許を有するもの又は令和6年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者 ④ 訪問看護ステーションで夜間呼出対応可能な者
言語聴覚士	2名	昭和59年4月2日以降に生まれた者で、「言語聴覚士法」による言語聴覚士免許を有するもの又は令和6年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者

(1) 全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 大和高田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑤ 日本国籍を有しない者で、在留資格において就職等が制限されているもの

2 試験の日時、場所、試験の種類及び合格発表

区分	試験内容
日時	令和5年9月16日（土）午前9時から（受付は午前8時30分から）
場所	大和高田市立看護専門学校（大和高田市磯野北町1番1号）
試験の種類	小論文（60分） 口述試験（面接）
合格発表	試験実施後3週間程度（合否にかかわらず本人に通知します。）

※応募状況等により、第2次試験を実施する場合があります。

3 受験手続

(1) 受付期間

受付期間：令和5年8月14日（月）から令和5年8月25日（金）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

受付時間：午前9時から午後5時まで（受験票を交付します。）

(2) 受付場所

受付場所：大和高田市立病院 総務課

所在地：奈良県大和高田市磯野北町1番1号

(注) 郵送での受付はいたしません。必ず持参して下さい(代理可)。

(3) 提出書類(◎必須書類 ○免許取得者 △免許取得見込者)

職種	提出書類	履歴書 (市販A)	写真 2枚	最終学校 卒業(見込み)証明書	最終学校 成績証明書	免許証 (写し可)	返信用 封筒
看護師 看護師(訪問看護 ステーション) 言語聴覚士		◎	◎	△	△	○	◎

(注1) 写真は、3月以内に撮影した上半身の写真(縦4cm 横3cm)で、うち1枚は履歴書に貼付し、他1枚は受験票用に持参してください。

(注2) 返信用封筒(定形封筒：23.5cm×12.0cm)1通に84円切手を貼付し、宛名を記入してください。

(注3) 免許取得者は、最終学校の卒業証明書及び成績証明書は不要です。

(注4) 履歴書にはPCアドレスを記入しておいてください。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。

① 採用予定者 令和6年4月1日付けで採用します。

② 採用候補者 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に欠員等が生じ、補充することが必要である場合に限り採用します。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から1年間です。

(3) 最終合格者のうち、免許取得見込みの者が令和6年3月末日までに実施される国家試験で当該免許を取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿(採用予定者・採用候補者)から抹消します。

(4) 本院では、試験採用(合格者決定)を適正に執行するため、民間有識者を含め構成される「大和高田市(市立病院)職員採用試験検討・監理委員会」を設置しています。

5 給与等について

初任給	看護師	・月額236,100円(大学卒業程度で採用前に職歴がない場合) ・月額230,600円(短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合) ・月額225,200円(短大(2年)相当卒業で採用前に職歴がない場合)
	看護師(訪問看護ステーション)	・月額224,100円(大学卒業程度で採用前に職歴がない場合) ・月額218,600円(短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合) ・月額213,200円(短大(2年)相当卒業で採用前に職歴がない場合)
	言語聴覚士	・月額204,000円(大学卒業程度で採用前に職歴がない場合) ・月額197,800円(短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合)

(1) 給料月額は、令和5年4月1日現在の給料表に基づいています。

(2) 初任給は、採用前の経歴等に応じて加算されることがあります。

(3) 一般職の職員の給与等に関する条例等に基づき、各種手当が支給されますが、一部手当については、当分の間、減額措置等を講じています。

6 その他

(1) 提出書類に不備がある場合は、補正を求めるためにお返しすることがあります。これによる提出期限の延長は行いませんので、十分に余裕をもって申込みしてください。

- (2) 提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (3) この試験に関する提出書類は、一切お返ししません。
- (4) インターネットでも採用試験に関する情報を提供しています。(ホームページアドレス <https://www.ym-hp.yamatotakada.nara.jp>)
- (5) 試験についての問合せ先  
大和高田市立病院事務局総務課内「大和高田市(市立病院)職員採用試験委員会事務局」(TEL 0745-53-2901)

公告第78号

大和高田市職員採用規程(平成21年訓令第6号)第6条の規定に基づき、令和5年度大和高田市立病院における大和高田市職員採用試験(行政職)の実施について、次のとおり公告する。

令和5年7月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 職種、採用予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
病院事務職員	2名	昭和54年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学・短期大学・高等学校を卒業し、かつ一般病床200床以上の病院において入院算定業務の実務経験が5年以上ある者
医師事務作業補助者	1名	次の①及び②の条件を満たす者 ① 昭和54年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学・短期大学・高等学校を卒業し、医師事務作業補助者の実務経験が3年以上ある者 ② 次のいずれかの資格を取得していること。 ○診療情報管理士 ○医師事務作業補助者認定(技能認定協会) ○医師事務作業補助技能認定(一般社団法人日本医療教育財団・公益社団法人全日本病院協会) ○医師事務作業補助者実務能力検定(全国医療福祉教育協会) ○医療秘書技能検定準1級以上(一般社団法人医療秘書教育全国協議会) ○認定医師秘書(TM)医師事務作業補助業務実務能力認定(特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会)
施設維持管理技術職員	1名	昭和54年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学・短期大学・高等学校を卒業し、かつ公共施設等において設備の維持管理に関する実務経験が3年以上ある者

高等学校卒業程度認定試験合格者は高等学校卒業と同等に取り扱います。

全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 大和高田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑤ 日本国籍を有しない者で、在留資格において就職等が制限されているもの

2 試験の日時、場所、試験の種類及び合格発表

区分	第1次試験
日時	令和5年9月17日(日)午前9時00分から
場所	大和高田市立看護専門学校
試験の種類	(1) 教養試験 (2) 小論文 (3) 後日、職場適応性検査(WEB受検) 後日メールで通知しますのでPCアドレスを履歴書に記入しておいてください。
合格発表	試験実施後3週間程度(合否にかかわらず本人に通知します。)
区分	第2次試験
日時	第1次試験合格者に通知
場所	第1次試験合格者に通知
試験の種類	口述試験(面接)
合格発表	試験実施後3週間程度(合否にかかわらず本人に通知します。)

※応募状況等により、第3次試験を実施する場合があります。

3 受験手続

(1) 受付期間

受付期間：令和5年8月14日(月)から令和5年8月25日(金)まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)

受付時間：午前9時から午後5時まで(受験票を交付します。)

(2) 受付場所

受付場所：大和高田市立病院 総務課(病院西館2階)

所在地：奈良県大和高田市磯野北町1番1号

(注) 郵送での受付はいたしません。必ず持参して下さい(代理可)。

(3) 提出書類(◎必須書類 ○免許取得者 △免許取得見込者)

職種	提出書類	履歴書 (市販A4判)	写真 2枚	最終学校 卒業証明書	資格証 (写し可)	返信用 封筒
医師事務作業補助者統括		◎	◎	◎	◎	◎
病院事務職員 施設維持管理技術職員		◎	◎	◎		◎

(注1) 写真は、3月以内に撮影した上半身の写真(縦4cm 横3cm)で、うち1枚は履歴書に貼付し、他1枚は受験票用に持参してください。

(注2) 返信用封筒(定形封筒：23.5cm×12.0cm)1通に84円切手を貼付し、宛名を記入してください。

(注3) ※病院事務職員、医師事務作業補助者統括、施設維持管理技術職員については、2次試験合格者には、大和高田市立病院採用試験委員会が指定する期日までに、「職務経験年数を証明する在職証明書」が必要となります。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。
  - ① 採用予定者 令和6年4月1日付けで採用します。
  - ② 採用候補者 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に欠員等が生じ、補充することが必要である場合に限り採用します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から1年間です。
- (3) 最終合格者のうち、免許取得見込みの者が令和6年3月末日までに実施される各種試験で当該免許を取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者・採用候補者）から抹消します。
- (4) 本院では、採用試験（合格者決定）を適正に執行するため、民間有識者を含め構成される「大和高田市（市立病院）職員採用試験検討・監理委員会」を設置しています。

5 給与等について

初任給	病院事務職員 医師事務作業補助者統括 施設維持管理技術職員	・月額185,200円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額167,100円（短大卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額154,600円（高校卒業程度で採用前に職歴がない場合）
-----	-------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (1) 給料月額は、令和5年4月1日現在の給料表に基づいています。
- (2) 初任給は、採用前の経歴等に応じて加算されることがあります。
- (3) 一般職の職員の給与等に関する条例等に基づき、各種手当が支給されますが、一部手当については、当分の間、減額措置等を講じています。

6 その他

- (1) 提出書類に不備がある場合は、補正を求めるためにお返しすることがあります。これによる提出期限の延長は行いませんので、十分に余裕をもって申込みしてください。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (3) この試験に関する提出書類は、一切お返ししません。
- (4) インターネットでも採用試験に関する情報を提供しています。（ホームページアドレス <https://www.ym-hp.yamatotakada.nara.jp>）
- (5) 試験についての問合せ先

大和高田市立病院事務局総務課内「大和高田市（市立病院）職員採用試験委員会事務局」（TEL 0745-53-2901）

**教育委員会**

**教育委員会規則第4号**

大和高田市立学校施設使用条例施行規則の全部を改正する規則を次のように定める。

令和5年7月18日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市立学校施設使用条例施行規則

大和高田市立学校使用条例施行規則（昭和23年告示）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市立学校施設使用条例(昭和23年告示。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

第2条 施設(条例第2条に規定する施設をいう。以下同じ。)を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、学校施設使用(変更)申請書(様式第1号。以下「使用申請書」という。)を使用しようとする施設の学校長に提出し、学校の管理運営上支障のないことの証明を受けた後、別表で定める使用申請が可能となる日から使用開始日の2日前までに、教育委員会に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請をその申請の日の属する年度において初めて行うときは、使用申請書に学校施設使用者名簿(様式第2号)及び誓約書(様式第3号)を添付するものとする。

3 申請者(団体にあつては、その代表者)は、18歳以上の者に限る。

4 教育委員会は、前項の使用申請書を審査し、施設の使用を許可したときは学校施設使用許可書(様式第4号。以下「使用許可書」という。)により、不許可を決定したときは学校施設使用不許可書(様式第5号)により、施設を使用しようとする者に通知するものとする。

(使用許可)

第3条 施設の使用許可の対象となる活動は、次に掲げるものとする。

(1) P T A、後援会等の学校関係団体が学校教育のためにする活動

(2) 自治会等の地域活動団体が地域住民の福祉の向上のためにする活動

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条の社会教育関係団体(当該団体に属する団体を含む。)が社会教育に関する事業として行う活動

(4) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号の公益法人(当該法人に属する団体を含む。)が同条第4号の公益目的事業として行う活動

(5) その他前各号に掲げる活動に準ずるものとして教育委員会が使用することを適当と認めた活動

2 教育委員会は、申請者が次のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) 教育上及び管理上支障があると認めるとき。

(5) 特定の宗教及び宗教活動のための使用と認めるとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が使用を不適当と認めるとき。

(使用許可の変更)

第4条 施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、直ちに使用申請書に変更前の使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつた場合において、使用の許可を受けた事項の変更を承認したときは、その旨を使用者に通知するものとする。この場合において、使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付させるものとする。

(使用許可の取下げ)

第5条 使用者は、施設の使用の許可を取り下げようとするときは、学校施設使用許可取下げ申請書(様式第6号)に使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、使用の許可の取下げを承認したときは、その旨を使用者に通知するものとする。

（使用許可の取消し等）

第6条 教育委員会は、条例第4条第2項の規定による許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止する場合においては、学校施設使用許可取消等通知書により直ちに使用者にその旨を通知するものとする。

（使用実績の報告）

第7条 使用者は、使用の許可を受けた期間の最終使用日の属する月の翌月10日までに、施設の使用に係る実績を学校施設使用実績報告書（様式第7号）により教育委員会に提出しなければならない。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則の規定によりなされた施行日以後の使用に係る申請その他必要な行為は、改正後の規則によりなされた申請その他必要な行為とみなす。

3 この規則による改正後の規則の規定により施設を使用しようとする者は、施行日前においても、第2条第1項の規定の例により、その使用に係る申請その他必要な行為をすることができる。

4 教育委員会は、前2項の規定による使用に係る申請その他必要な行為があった場合には、施行日前においても、第2条第2項の規定の例により、その許可、承認等を与えることができる。この場合において、その許可、承認等を受けた者は、施行日において許可、承認等を受けたものとみなす。

別表

使用する日の属する月	使用申請が可能となる日
4月、5月、6月	3月1日
7月、8月、9月	6月1日
10月、11月、12月	9月1日
1月、2月、3月	12月1日



様式第1号（第2条関係）

学校施設使用（変更）申請書	
年 月 日	
大和高田市教育委員会 宛	
申請者	住所 電話番号 氏名
印	
下記のとおり使用したいので条例その他の規程により学校長の承認を得た上、申請いたします。	
使用場所	学校 体育館・格技場・運動場
使用設備	無・有（ ）
使用日時	年 月 日 時～ 時
使用目的	
使用人員	人 使用備品
所属団体名	
備考	
※ 上記の使用については、学校管理上、支障がないことを証明する。  大和高田市立 学校長 印	

※欄は学校で記入します。

- (注1) 体育館については、市の指定避難所であるため、災害時等使用できない場合があります。
- (注2) 設備を使用する場合は、別途、実費を徴収します。
- (注3) 設備の使用時間は、施設の使用時間に準じます。

様式第2号（第2条関係）

学校施設使用者名簿

年 月 日

〔 法人その他の団体にあつては、  
事務所（事業所）の名称 〕

NO	氏名	住所	連絡先	年齢
1	(代表)			
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

## 様式第3号(第2条関係)

## 誓約書

大和高田市立学校の施設を使用するにあたり、下記の事項について遵守し、利用者全員に周知することを誓約します。

## 記

- 1 学校及び教育委員会からの指示に従い、使用します。
- 2 政治、宗教、暴力団等のための使用はしません。
- 3 許可された使用日時(準備、後片付け、清掃を含む。)を厳守します。
- 4 学校又は学校周辺で騒音を立てる、大きな声で騒ぐ、学校付近の道路に駐停車する等、近隣住民に迷惑をかけることはしません。
- 5 学校敷地内での飲酒、喫煙又は火気の使用はしません。
- 6 使用後は、必ず後片付け、清掃、グラウンド整備等を行います。
- 7 解錠及び施錠を含む鍵の管理、使用備品の管理、その他学校の施設、設備等の管理は、必ず使用責任者を中心に行います。
- 8 施設使用に際して、施設、設備又は備品を汚損し、損傷し、又は滅失した場合は、早急に学校又は教育委員会に報告します。また、状況により、その損害を賠償します。
- 9 施設を使用していない児童、生徒等にも注意を払って活動します。
- 10 学校行事等のため、使用できない場合もあることを承諾します。
- 11 その他児童生徒の教育上及び管理上支障があるような使用はしません。

上記の内容を遵守できない場合又は申請や許可の内容が事実と相違していることが確認された場合は、使用停止及び使用の許可の取消しをされても不服申立てをしません。

使用者署名 \_\_\_\_\_

(法人その他の団体にあつては、事務所(事業所)の名称及び代表者の氏名)

様式第4号（第2条関係）

年 月 日

学校施設使用許可書	
許可 第 号	
使用場所	
使用設備	
使用日時	
使用目的	
使用人員	人 使用備品
使用責任者	氏名 住所
所属団体名	
許可の条件	① 条例その他の規程に違反しないこと。 ② 使用者の責に帰すべき事由により施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償すること。 ③ 使用後の原状回復は全て使用者が行うこと。 ④ 施設が災害時等に避難所として開所されるときは、速やかに使用を中止すること。
様	
上記のとおり使用を許可する。	
大和高田市教育委員会	

（注） 使用の際、必ず本状を持参してください。

様式第5号（第2条関係）

年 月 日

学校施設使用不許可書	
使用場所	
使用設備	
使用日時	
使用目的	
使用人員	人 使用備品
使用責任者	氏名 住所
所属団体名	
不許可理由	
<p style="text-align: center;">様</p> <p>上記のとおり使用を許可しない。</p> <p style="text-align: center;">大和高田市教育委員会</p>	

様式第6号(第5条関係)

学校施設使用許可取下げ申請書

年 月 日

大和高田市教育委員会 宛

申請者 住 所  
電話番号  
氏 名

印

下記のとおり取り下げたいので条例その他の規程により学校長の承認を得た上、申請いたします。

使 用 場 所	学校 体育館・格技場・運動場
使 用 日 時	年 月 日 時～ 時
使 用 目 的	
使 用 人 員	人 使用備品
所 属 団 体 名	
取 下 理 由	
備 考	

様式第7号(第7条関係)

学校施設使用実績報告書

年 月 日

大和高田市教育委員会 宛

使用日	月 日 ( )	月 日 ( )	月 日 ( )	月 日 ( )
使用時間	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
使用日	月 日 ( )	月 日 ( )	月 日 ( )	月 日 ( )
使用時間	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
使用日	月 日 ( )	月 日 ( )	月 日 ( )	月 日 ( )
使用時間	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
使用日	月 日 ( )	月 日 ( )	月 日 ( )	月 日 ( )
使用時間	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
使用日	月 日 ( )	月 日 ( )	月 日 ( )	月 日 ( )
使用時間	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
使用日	月 日 ( )	月 日 ( )	月 日 ( )	月 日 ( )
使用時間	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで

上記の実績報告の内容に相違ありません。

使用者署名 \_\_\_\_\_

(法人その他の団体にあつては、事務所(事業所)の名称及び代表者の氏名)

※ 使用実績報告書は、使用許可を受けた期間における最終使用日の属する月の翌月10日までに教育委員会に提出してください。

**教育委員会規則第5号**

大和高田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年7月18日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市立学校の管理運営に関する規則(平成13年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第40条中「大和高田市立学校使用条例(昭和23年9月2日告示)」を「大和高田市立学校施設使用条例(昭和23年告示)」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

### 教育委員会告示第16号

大和高田市教育委員会7月定例委員会を次のとおり招集する。

令和5年7月18日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 1 日時  
令和5年7月21日(金) 午前9時30分
- 2 場所  
市役所5階 会議室8
- 3 議案  
第1号 後援願いについて  
第2号 その他

### 教育委員会告示第17号

大和高田市教育委員会8月臨時委員会を下記のとおり招集する。

令和5年7月24日

大和高田市教育委員会委員長 梶木 義敏

記

- 日時 令和5年8月16日(水) 午後1時30分～  
場所 大和高田市役所 3階 庁議室  
議案 第1号 令和6年度以降使用小学校用教科用図書の採択について  
第2号 その他

## 選挙管理委員会

### 選挙管理委員会告示第52号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年7月6日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

- 1 日時  
令和5年7月13日(木) 午前9時00分
- 2 場所  
大和高田市大字大中98番地4  
大和高田市役所 4階 会議室4
- 3 議案  
第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
第2号 その他



**選挙管理委員会告示第53号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年7月27日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和5年8月3日(木) 午前10時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 その他

**農業委員会**

**農業委員会告示第7号**

大和高田市農業委員会8月定例委員会を次のとおり招集する。

令和5年7月27日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和5年8月4日(金曜日) 午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第3条第1項の規定による申請について

第2号 農地法第4条の規定による申請について

第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

第5号 その他

**公平委員会**

**公平委員会規則第1号**

大和高田市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年7月5日

大和高田市公平委員会委員長 萩田 克宣

大和高田市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大和高田市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「総務管財グループ」を削り、「庶務係長」を「の庶務担当の係長」に、「学校教育係長」を「の学校教育担当の係長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**公営企業**

**上下水道事業告示第8号**

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第7条の規定により、次の者から大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、同規程第10条第2号の規定により告示する。

令和5年7月7日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
水道レスキューセンター	笹木 直樹	大阪市都島区高倉町1丁目11番 19号樋口ハイツ301号

**上下水道事業告示第9号**

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和5年7月7日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
・株式会社 IDEAL	笹木 直樹	大阪府都島区高倉町1丁目11番 19号樋口ハイツ301号
・E. C. company	左海 茂樹	桜井市慈恩寺町798番地の16

**上下水道事業公告第12号**

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電

子入札案件です。

令和5年7月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高下契第10号
- (2) 工 事 名 高6枝南陽町・曾大根2丁目地内管渠工事（14）・給配水管移設工事（G14）
- (3) 工事場所 大和高田市 南陽町・曾大根2丁目 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年12月28日（木）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 22,520,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 22,520,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 20,239,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。
- (2) 令和5年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から完成検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月3日（月） ～ 令和5年7月25日（火）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月3日（月） ～ 令和5年7月25日（火）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年7月20日（木） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）

質疑の回答 (入札情報公開システムに掲載いたします。)	令和5年7月21日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料 (工事内訳書)の提出	令和5年7月11日（火） ～ 令和5年7月25日（火）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年7月26日（水） 午前9時30分	大和高田市上下水道事業庁舎 3階 上下水道部下水道課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

(4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札シス

テムにより通知します。

- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除く。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について  
免除します。
- (3) 前金払について  
大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
- (4) 部分払について  
大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
- (5) 電子入札運用基準について  
公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

#### 10 お問い合わせ先

- (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。  
〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22  
大和高田市役所 上下水道部 下水道課  
TEL (0745) 52-1258  
FAX (0745) 52-1295
- (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。  
株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク  
TEL (0570) 021-777  
受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで  
メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com))

### 上下水道事業公告第13号

#### 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年7月3日

大和高田市長 堀内 大造

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高下契第11号
- (2) 工事名 高5枝春日町2丁目地内管渠工事(13)・給配水管移設工事(G13)
- (3) 工事場所 大和高田市 春日町2丁目 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年12月28日(木)まで
- (5) 工事内容 入札説明書(仕様書)のとおり
- (6) 予定価格 21,110,000円(税抜き)
- (7) 設計金額 21,110,000円(税抜き)
- (8) 最低制限比較価格 18,966,000円(税抜き)
- (9) 入札方法 電子入札(「条件付き一般競争入札(事後審査型)」を使用)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。
- (2) 令和5年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から完成検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月3日（月） ～ 令和5年7月25日（火）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月3日（月） ～ 令和5年7月25日（火）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年7月20日（木） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年7月21日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年7月11日（火） ～ 令和5年7月25日（火）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年7月26日（水） 午前10時00分	大和高田市上下水道事業庁舎 3階 上下水道部下水道課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載さ

れた金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、見積根拠資料(工事内訳書)を作成し、「内訳書」欄に添付してください。(入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。)

## 5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書(本市指定様式に限る。)が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間(公告日から開札日まで)外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

## 6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格(設計金額)以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

(4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

(5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除く。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認



を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
- ・PDFファイル Acrobat Readerで読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

免除します。

- (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

- (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとする。

- (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

## 10 お問い合わせ先

- (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com))

## 上下水道事業公告第14号

### 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札案件です。

令和5年7月14日

大和高田市長 堀内 大造

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高下契第12号
- (2) 工事名 高5枝本郷町地内管渠工事(61)
- (3) 工事場所 大和高田市 本郷町 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年12月28日(木)まで
- (5) 工事内容 入札説明書(仕様書)のとおり
- (6) 予定価格 7,400,000円(税抜き)
- (7) 設計金額 7,400,000円(税抜き)
- (8) 最低制限比較価格 6,626,000円(税抜き)
- (9) 入札方法 電子入札(「条件付き一般競争入札(事後審査型)」を使用)

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。
- (2) 令和5年度大和高田市格付け等級がD級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している(落札者又は落札候補者となった時点から完成検査に合格するまで)者でないこと。

(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月14日（金） ～ 令和5年8月3日（木）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月14日（金） ～ 令和5年8月3日（木）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年7月28日（金） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年8月1日（火） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年7月21日（金） ～ 令和5年8月2日（水）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年8月3日（木） 午前9時30分	大和高田市役所 3階 会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札

エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札

オ その他事後審査により不適格となった入札

## 6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除く。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びビによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

### (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

### (2) 契約保証金について

免除します。

### (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

### (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

### (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

## 10 お問い合わせ先

### (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

### (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

## 上下水道事業公告第15号

### 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電

子入札案件です。

令和5年7月14日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高下契第13号
- (2) 工 事 名 高6枝東三倉堂町地内管渠工事（62）・給配水管移設工事（G62）
- (3) 工事場所 大和高田市 東三倉堂町 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年12月28日（木）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 5,590,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 5,590,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 5,017,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。
- (2) 令和5年度大和高田市格付け等級がD級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から完成検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月14日（金） ～ 令和5年8月3日（木）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月14日（金） ～ 令和5年8月3日（木）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年7月28日（金） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）

質疑の回答 (入札情報公開システムに掲載いたします。)	令和5年8月1日（火） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料 (工事内訳書)の提出	令和5年7月21日（金） ～ 令和5年8月2日（水）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年8月3日（木） 午前10時00分	大和高田市役所 3階 会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

(4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札シス

テムにより通知します。

- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除く。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
- ・PDFファイル Acrobat Readerで読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。



- (2) 契約保証金について  
免除します。
- (3) 前金払について  
大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
- (4) 部分払について  
大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
- (5) 電子入札運用基準について  
公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

#### 10 お問い合わせ先

- (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。  
〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22  
大和高田市役所 上下水道部 下水道課  
TEL (0745) 52-1258  
FAX (0745) 52-1295
- (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。  
株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク  
TEL (0570) 021-777  
受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで  
メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

### 上下水道事業公告第16号

#### 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年7月27日

大和高田市長 堀内 大造

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高下契第14号
- (2) 工事名 築枝大谷地内管渠工事(10)・給配水管移設工事(G10)
- (3) 工事場所 大和高田市 大谷 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和6年1月31日(水)まで
- (5) 工事内容 入札説明書(仕様書)のとおり
- (6) 予定価格 43,360,000円(税抜き)
- (7) 設計金額 43,360,000円(税抜き)
- (8) 最低制限比較価格 39,140,000円(税抜き)
- (9) 入札方法 電子入札(「条件付き一般競争入札(事後審査型)」を使用)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。
- (2) 令和5年度大和高田市格付け等級がB級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 土木一式工事に関する監理技術者又は主任技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (9) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から完成検査に合格するまで）者でないこと。
- (10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月27日（木） ～ 令和5年8月24日（木）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月27日（木） ～ 令和5年8月24日（木）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年8月18日（金） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年8月22日（火） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年8月8日（火） ～ 令和5年8月23日（水）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年8月24日（木） 午前9時30分	大和高田市役所 3階 会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額(百の位以下切捨て)で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、見積根拠資料(工事内訳書)を作成し、「内訳書」欄に添付してください。(入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。)

## 5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書(本市指定様式に限る。)が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間(公告日から開札日まで)外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

## 6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格(設計金額)以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格[入札書記載の金額]をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

(4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

(5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除く。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1

順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

免除します。

- (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

- (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとする。

- (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

## 10 お問い合わせ先

- (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

上下水道事業公告第17号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和5年7月27日

大和高田市長 堀内 大造

1 委託業務名	幹線管路不明水調査及び管路診断業務(その1)
2 履行場所	大和高田市 神楽ほか 地内
3 履行期間	契約締結日から令和6年2月29日(木)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務(下水道部門)に登録している者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 奈良県内に本店又は支店(委任先に限る。)を有する者であること。</p> <p>(7) 平成30年4月1日以降において、官公庁等発注の下水道管路修繕改築計画策定業務の元請実績を有する者であること。</p> <p>(8) 次のいずれかの資格を有する者を管理技術者及び照査技術者として配置できる者であること。</p> <p>①技術士(総合技術監理部門:「上下水道-下水道」)</p> <p>②技術士(上下水道部門:「下水道」)</p> <p>③シビルコンサルティングマネージャ(RCCM「下水道」)</p> <p>ただし、管理技術者と照査技術者は兼ねることができないものとする。</p> <p>(9) 下水道管路管理総合技士の資格を有する技術者を配置できる者であること。なお、(9)に規定する技術者は(8)の管理技術者と兼ねることができるが、照査技術者とは兼ねることができないものとする。</p>

<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札公告（下水道事業）」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、上下水道部下水道課にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5（7）に掲げる履行実績を証するもの（契約書の写し等）</p> <p>④ 5（8）に掲げる配置予定者の資格者証の写し</p> <p>⑤ 5（9）に掲げる配置予定者の資格者証の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和5年7月28日（金）から令和5年8月10日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意様式とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和5年8月18日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和5年8月21日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年8月23日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p>

	<p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 上下水道部 下水道課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和5年8月24日（木）午前11時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥8,800,000-（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

上下水道事業公告第18号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年7月27日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高下契第16号
- (2) 工事名 高3枝野口地内管渠工事(8)・給配水管移設工事(G08)
- (3) 工事場所 大和高田市 野口 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和6年2月29日(木)まで
- (5) 工事内容 入札説明書(仕様書)のとおり
- (6) 予定価格 33,480,000円(税抜き)
- (7) 設計金額 33,480,000円(税抜き)
- (8) 最低制限比較価格 30,150,000円(税抜き)
- (9) 入札方法 電子入札(「条件付き一般競争入札(事後審査型)」を使用)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。
- (2) 令和5年度大和高田市格付け等級がB級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書(仕様書)の交付(入札情報公開システムからダウンロードしてください。)	令和5年7月27日(木) ～ 令和5年8月25日(金)	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付(入札情報公開システムからダウンロードしてください。)	令和5年7月27日(木) ～ 令和5年8月25日(金)	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書(仕様書)についての質疑受付期限	令和5年8月21日(月) 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。(ホームページ掲載の市様式又は任意様式)
質疑の回答 (入札情報公開システムに掲載いたします。)	令和5年8月23日(水) 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料(工事内訳書)の提出	令和5年8月8日(火) ～	※見積根拠資料(工事内訳書)を作成し、「内訳書」欄に添付してくださ



	令和5年8月24日（木）	い。
開札の日時	令和5年8月25日（金） 午前9時30分	大和高田市上下水道事業庁舎 3階 上下水道部下水道課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

#### 4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

#### 5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

#### 6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

（3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

（4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

（5）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該

違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除く。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

(1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

(2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
- ・PDFファイル Acrobat Readerで読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

(3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com))

上下水道事業公告第19号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札案件です。

令和5年7月27日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

(1) 工事番号 大高下契第17号

(2) 工事名 高5枝東中2丁目地内管渠工事(9)

(3) 工事場所 大和高田市 東中2丁目 地内

(4) 工事期間 契約締結日から令和6年1月31日(水)まで

(5) 工事内容 入札説明書(仕様書)のとおり

(6) 予定価格 31,800,000円(税抜き)

(7) 設計金額 31,800,000円(税抜き)

(8) 最低制限比較価格 28,647,000円(税抜き)

(9) 入札方法 電子入札(「条件付き一般競争入札(事後審査型)」を使用)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。

(2) 令和5年度大和高田市格付け等級がB級の者であること。

(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本案件の開札までに、同一日に開札を行う他の入札案件（市発注工事に限る。）において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月27日（木） ～ 令和5年8月25日（金）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月27日（木） ～ 令和5年8月25日（金）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年8月21日（月） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年8月23日（水） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年8月8日（火） ～ 令和5年8月24日（木）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年8月25日（金） 午前10時00分	大和高田市上下水道事業庁舎 3階 上下水道部下水道課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

- (1) 次に掲げる入札については、無効とします。
  - ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
  - イ 入札に参加する資格の無い者のした入札

- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書(本市指定様式に限る。)が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間(公告日から開札日まで)外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

## 6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格(設計金額)以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格[入札書記載の金額]をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除く。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカ

ードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

(2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

(3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとする。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

## 10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

上下水道事業公告第20号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年7月27日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高下契第18号
- (2) 工事名 高6枝中三倉堂2丁目・甘田町地内管渠工事(3)・給配水管移設工事(G03)
- (3) 工事場所 大和高田市 中三倉堂2丁目・甘田町 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和6年3月22日(金)まで
- (5) 工事内容 入札説明書(仕様書)のとおり
- (6) 予定価格 124,480,000円(税抜き)
- (7) 設計金額 124,480,000円(税抜き)
- (8) 最低制限比較価格 112,955,000円(税抜き)
- (9) 入札方法 電子入札(「条件付き一般競争入札(事後審査型)」を使用)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。
- (2) 令和5年度大和高田市格付け等級がA級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 土木一式工事に関する監理技術者(契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書(仕様書)の交付(入札情報公開システムからダウンロードしてください。)	令和5年7月27日(木) ～ 令和5年8月29日(火)	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>

設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月27日（木） ～ 令和5年8月29日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年8月23日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年8月25日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年8月15日（火） ～ 令和5年8月28日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年8月29日（火） 午前9時30分	大和高田市上下水道事業庁舎 3階 上下水道部下水道課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

#### 4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

#### 5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

#### 6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。



- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除く。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。
  - ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。
    - ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
    - ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
    - ・PDFファイル Acrobat Readerで読み取りが可能なもの
  - イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。
  - ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。
- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

## (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## (2) 契約保証金について

大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。

## (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

## (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

## (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

## 10 お問い合わせ先

## (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

## (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

## 上下水道事業公告第21号

## 入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札(事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札案件です。

令和5年7月27日

大和高田市長 堀内 大造

## 1 競争入札に付する事項

(1) 工事番号 大高下契第19号

(2) 工事名 高5枝東中2丁目・曾大根1丁目地内管渠工事(2)・給配水管移設工事(G02)

(3) 工事場所 大和高田市 東中2丁目・曾大根1丁目 地内

- (4) 工事期間 契約締結日から令和6年3月22日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 89,280,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 89,280,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 80,880,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。
- (2) 令和5年度大和高田市格付け等級がA級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 土木一式工事に関する監理技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月27日（木） ～ 令和5年8月29日（火）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年7月27日（木） ～ 令和5年8月29日（火）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年8月23日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年8月25日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年8月15日（火） ～ 令和5年8月28日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年8月29日（火） 午前10時00分	大和高田市上下水道事業庁舎 3階 上下水道部下水道課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

#### 4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額(百の位以下切捨て)で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、見積根拠資料(工事内訳書)を作成し、「内訳書」欄に添付してください。(入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。)

#### 5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書(本市指定様式に限る。)が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間(公告日から開札日まで)外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

#### 6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格(設計金額)以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格[入札書記載の金額]をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

(4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

(5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

#### 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認め

られた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除く。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

(1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

(2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

(3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとしします。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関する事。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関する事。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))